

〔国際学術交流〕

「過去」と政治
—戦後ドイツの「過去の克服」再考—

板橋 拓己

1. 「過去の克服」というテーマ

同じ第二次世界大戦の敗戦国であるドイツと日本は、いまや戦後補償や歴史認識問題については対照的な評価を国際社会から受けている。言うまでもなく（そしてわたしたちには残念なことに）ドイツはプラス、日本はマイナスの評価である。近年の日本と近隣諸国の「過去」をめぐる軋轢は述べるまでもあるまい。他方ドイツでは、自国の「過去」が、たとえば現政権批判の材料として使われることはほとんどない。どうしてこうなったのか？ ドイツから何か学べることはあるのだろうか？

ドイツにおける自国の負の歴史に対する取り組みは「過去の克服」と総称される。本稿では「負の歴史」をナチ体制下の侵略戦争やホロコーストに限定して用いるが、それに対する「過去の克服」とは、戦後補償のみならず、戦争責任の捉え方、(ネオ・)ナチズムの法的な規制、歴史教育など多岐にわたる。

かかるドイツの「過去の克服」に対する関心は日本でも一般的に高いが、その評価は両極端である。一方では、「理想視」型と呼べる議論がある。すなわち、日本が見習うべきモデルとして「過去を反省した」ドイツを賞賛する議論である。ここでは、極めて美化された（必ずしも実像に即しているとは言えない）モデル・ドイツをもとに日本の現状が批判される。また注目すべきことに、中国や韓国の政界・学界でも、日本を批判する文脈でしばしばドイツを参照する言説が見られる。

他方で、「偶像破壊」型の議論も多い。すなわち、ドイツは「狡賢く巧妙に立ち回った」とし、ドイツの「過去の克服」の問題点や欠点を指摘し非難する議論である。こうした議論は、ドイツの「過去の克服」の偽善性

を問題視する。典型的なのは、ドイツはヒトラーとナチスに罪を押し付けて、普通のドイツ人を免責したというものだろう。こうした議論には一面の真理があったりするのだが、だからといって日本の現状が肯定されるわけではないことは自明である。

ともあれ、確かにドイツは決して善意から高潔に「過去の克服」を進めてきたわけではない。この点を捉えて「偶像破壊」型の人たちは、ドイツから「学ぶ」など無意味と説く。しかし、ここで注意すべきは、「偶像破壊」型の人たちも、「理想視」型と同じ議論の前提に立っていることである。つまり、「偽善者なのだから真似する必要などない」という主張は、道義的な高潔さを規準にするという点で、実際はドイツを理想視する人たちと同じ土俵にある。

これに対し本稿では、「過去の克服」は、「道義」の問題であると同時に（あるいはそれ以上に）「政治」の問題であることを強調したい。ドイツの事例を賛美するにせよ非難するにせよ、「過去の克服」を「政治」の問題として捉える視点は、これまで余りに乏しかったように思える。

以下で本稿が示すように、ドイツの「過去の克服」は、国際的・国内的な権力政治のなかで、紆余曲折・試行錯誤を重ねた結果、現在に至っている。そうした権力政治の歴史の末に、ドイツが「過去」への取り組みについて日本よりも高い評価を受けているならば、その点を直視する必要がある。

なかでも本稿が重視するのは、「過去の克服」と国際政治の関係である。戦後ドイツは、国際環境が行動半径を規定するなかで、その都度いわば「国益」を勘案しながら「過去の克服」を進めてきた。「外圧」を受けとめ、国際社会での評価を意識しつつ、自らの担うべき責任および補償の範囲を定めていったのである。

以下では、いくつかの具体的な事例を取り上げていこう。

2. 出発点としての対イスラエル・ユダヤ人団体補償

戦後ドイツの「過去の克服」の出発点を画するのは、西独初代首相コンラート・アデナウアーが、1952年にイスラエル、およびイスラエル外に住むユダヤ人の代表（ユダヤ人对独物的請求会議）と結んだルクセンブルク補償協定である。建国間もない分断国家の西ドイツは、「ドイツ人を正統に代表する唯一の国家」として国際社会に復帰するために、自己の「過

去」を清算していく必要があった。かかる状況下でアデナウアーは、閣僚や与党議員団の強い反対、あるいは補償に消極的な世論に抗し、野党社会民主党の助力、そして西側諸国の「外圧」などを利用して、ルクセンブルク協定の成立にまで漕ぎつけた。アデナウアーやその側近たちは、イスラエルとの補償交渉に「新生ドイツ国家が世界において信用と名声と信頼を取り戻すことができるか」がかかっていると理解していたのである。

詳細は拙著『アデナウアー』（中公新書、2014年）を参照されたいが、とくにアデナウアーの対イスラエル政策にとって重要だったのが、アメリカ合衆国の存在である。たとえば、占領を担う米高等弁務官J・マックロイは、「世界は新生西ドイツ国家を注意深く監視するつもりであり、その試金石の一つがユダヤ人に対する態度となるだろう」と述べていた。ユダヤ人に対する贖罪意識に加え、こうした「アメリカの意向」にも敏感に反応し、ときにはそれを反対派対策のカードとして利用しながら、アデナウアーは補償協定をまとめ上げることに成功したと言える。

3. 「過去の克服」の法整備と教育

ともあれ、このときアデナウアー政権がユダヤ人団体と結んだ議定書に基づき、ナチス時代に政治的・宗教的・思想的な理由から迫害された人びとに対する補償が、1950年代に法的に整備された（とくに重要なのは56年制定の連邦補償法）。個別の苛酷緩和措置や個人補償を定めた二国間協定（いわゆる「包括協定」）などを含めると、戦後ドイツがナチ不法の被害者に支払った補償総額は7兆円を超える。

また、前述のようにドイツの「過去の克服」は補償にとどまるものではない（詳しくは、石田勇治『過去の克服』白水社、2002年を参照のこと）。

まず、占領期に行われたニュルンベルク裁判などの軍事法廷とは別に、西ドイツでは国内刑法に基づいてナチスを追及する裁判が実施された。ナチ時代の殺人を「謀殺」として処罰する可能性を確保するため、1960年から四回にわたる「時効論争」を経て、79年に謀殺罪の時効が廃止された。

また、極右・ネオナチの活動は「憲法敵対的」として憲法擁護庁の監視下に置かれ、ヒトラーやナチズムを礼賛する言動、あるいはホロコーストの否定は民衆煽動罪（刑法第130条）で禁止されている。

さらに、1970年代以降は歴史教育の再検討が進み、近現代史教育の重視、さらにはポーランド（1972～）やイスラエル（1985～）などとの間で

「過去」と政治一戦後ドイツの「過去の克服」再考一

も教科書記述内容の改善をめざす国際対話が着手された。

4. 政治指導者の象徴的言動

ドイツの「過去の克服」で特筆すべきは、各時代の政治指導者のイニシアティブであり、記憶に残るような彼らの象徴的な言動である。

最も有名なのは、戦後初の社会民主党出身の首相ヴィリー・ブランドが、1970年12月7日、ポーランドとの関係正常化条約に署名するために訪れたワルシャワで、ゲットー跡地を訪問し、ユダヤ人犠牲者追悼碑の前で跪き、頭を垂れたことだろう。ブランドの動機は何であれ、ワルシャワの地で跪く西独首相の映像は世界を駆け巡り、「過去を反省したドイツ」を印象付けた。

また、ここでリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー大統領による1985年5月8日の終戦40周年記念式典演説「荒れ野の40年」にも言及しておく。この演説の「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」という文句はいまでも引用されることが多く、まさに名演説のひとつである。

しかしここでは、いまや忘れられがちな、この演説の文脈に注意を促したい。この演説の3日前の5月5日、レーガン米大統領が西ドイツを訪問し、コール首相とともにビットブルク軍人墓地に献花したのだが、これはその前後から国際的な大問題となっていた。なぜなら、この軍人墓地には国防軍兵士の他に武装親衛隊兵士も埋葬されていたからである。こうして国際社会の批判の目がドイツの保守政権に向けられるなか、ヴァイツゼッカー演説は行われた。結果としてこの85年5月の騒動は、むしろ「過去の克服」の象徴的な事例として記憶されることとなったのである。

5. 冷戦という国際環境

こうした西ドイツの「過去の克服」は、冷戦という国際環境が後押しした面が強い。ポイントは三つある。第一に、西側陣営のなかで、かつて自身が侵略したフランスなどの西欧諸国と和解する必要が西ドイツにはあった。第二に、ポーランドなど、ナチに多大な被害を蒙った諸国の半分は「鉄のカーテンの向こう側」にあった。第三に、東ドイツというライバルの存在も無視できない。西ドイツは、東ドイツとどちらが「ドイツ民族」を正統に代表するかを争っていたのであり、ともにナチスからの断絶を強

調し、互いに相手に対して道義的優位を競うという力学が働いたのである。

6. 冷戦の終焉とグローバル化する世界のなかで

さて、最後に冷戦終焉後についても触れたいが、その前に議論の前提として「賠償 (Reparation)」と「補償 (Wiedergutmachung)」の違いについて簡単に触れておく。しばしば指摘されるように、戦後 (西) ドイツの補償は、戦争被害に対する国家間の「賠償」ではなく、「ナチスの不法に対する補償」という戦後ドイツ固有の「補償」概念に基づいて行われた。旧敵国との平和条約を締結していない分断国家西ドイツの戦後補償は、アデナウアー政権下で、戦争に対する「賠償」問題を将来の平和条約締結まで棚上げにしたまま、「ナチ不法」に対する「補償」を義務付けられるという枠組みに定まっていく (この点で、サンフランシスコ平和条約で「賠償」義務を承認した日本の事例とは出発点を異にする)。

そして、この枠組みによると、冷戦時代は鉄のカーテンの東側にいた被被害者は補償されえなかった。冷戦期に西ドイツから補償を受けたのは、主に西側12カ国とイスラエルの被被害者にとどまったのである。

かかる状況を一変させたのが、冷戦の終焉と東西ドイツの統一である。これにより旧ソ連・東欧諸国にいたナチ不法の被害者、とりわけ強制労働者を補償対象へ組み込む必要が生じた。

こうした事態に対応したのが、基金「記憶・責任・未来」である。2000年に、これまでナチ不法とされてこなかった戦時中の強制労働の被害者を救済するため、ドイツ政府と企業 (約6500のドイツ企業) の共同出資による基金が設立され、補償金が支払われた。受給者は旧ソ連圏を中心に約166万人、補償支払い総額は約45億ユーロとなった (2007年に金銭的補償は完了)。

ここでも、「外圧」とそれへの対応が重要であった。1990年代半ばから、戦後アメリカに移住した被害者が、アメリカの裁判所でドイツ企業に対する集団訴訟を次々に提起した (いわゆる「クラス・アクション」)。グローバルに展開するドイツの大企業は、訴訟を通じてナチ体制下の犯罪行為への関与の事実を突きつけられるとともに、不買運動などの国際世論の圧力によって対応を余儀なくされたのである。

7. ドイツの教訓

近年では外務省とナチスの「過去」が公的な歴史家委員会によって問い直されたことが話題になったように、ドイツの「過去の克服」は現在も継続中であり、今後もそれらを注視していくことは重要であろう。とはいえ、ドイツの「過去の克服」は、そのまま日本のモデルになるものではない。たとえば、戦後に置かれた国際環境も異なるし、犯した「罪」の質の違いも無視できない。単純に「ドイツのようになる／なれ」という議論は、色々な意味で無理があるし、ときに有害ですらある。

また、ドイツも「過去」をめぐって国内で激しい対立を抱えていたし、何より「過去の克服」に影響を与えたのは国際社会の圧力であった。そして強調しておきたいのは、ドイツは決して「成功」し続けてきたわけではないということである。むしろ、試行錯誤を重ねてきたがゆえに、常に「過去」と向き合うドイツというイメージが定着した面がある。

そうした点を承認しつつ、敢えていまドイツから学べることは何かと言えば、それは「政治」や「公共空間 (public sphere)」のあり方、組み立て方なのではないだろうか。

政府・政治家には、国際政治の根底にあるロジックを見抜き、そこで自己・自国が占めるべき位置を見定める力、そしてそれを国内外に発信する力が必要とされる。もちろん「妄言」を吐くのは論外である。たとえ「信念」に基づく言動であるにせよ、それがもつ政治的な機能・帰結を意識しないのは「政治」ではない。

「公共」とは万人に開かれたものであるとするならば、すでにその意味では「国際公共性」は出来上がっている。こうした世界で、「ウチ (の一部)」にしかウケない言説をやっても事態は悪化するばかりである。現代の国際社会は、過去の忘却をめぐって、厳しい監視とチェックが張り巡らされている。そうした現代世界の価値観と自らの振る舞いを一致させていく力が政治家には必要とされる (小菅信子『戦後和解』中公新書、2005年、60頁を参照)。比喩的に言えば政治家には「演じる力」が要求されるのであり、本稿で扱ったドイツの政治家たちは、自らの役割を「演じきった」政治家 (statesman) なのだと言えよう。

加えて言えば、メディアも公共性の積極的な担い手として機能すべきだし、何よりも市民 (あるいは「日本国民」) は、これまで「妄言」を吐く

政治家を選び続け、煽情的なメディアを消費してきたことを自覚すべきであろう。

※本稿は、2014年11月12日に成蹊大学で開催された成蹊大学法学部・北京大学国際関係学院学术交流討論会における報告原稿をもとにしたものである。当日の同時通訳、ならびに本稿の中国語訳の労をとってくださった李林静先生に御礼申し上げる。また、同討論会に参加し、有益なコメントをくださった北京大学国際関係学院と成蹊大学法学部の先生方、そして司会を務めてくださった金光旭先生に感謝したい。なお、本稿とほぼ同じ論考が『外交』（発行・外務省、発売・時事通信社）の第29号（2015年1月刊）に掲載されているが、学術討論会の記録として中国語訳とともに本号に収録させていただいた。事実上の転載を許可してくださった外務省および時事通信出版局に感謝申し上げます。

“过去”与政治

—关于战后德国“克服过去”的重新探讨—

板桥拓己

(李林静 译)

一、关于“克服过去”

德国和日本同是第二次世界大战战败国，而今两国关于战后补偿、历史认识等问题上受到的国际社会的评价却形成鲜明对比。不言而喻（对日本来说非常遗憾的是），关于德国的是正面的评价，关于日本的是负面的评价。近年日本与周边诸国关于“过去”所发生的诸多冲突，在这里不再一一赘述。相比之下德国的“过去”却已基本不被用来作为批判现政权的材料。为什么会有这样的差异？我们应该向德国学习些什么？

德国对于本国的负面的历史所做的努力统称为“克服过去”。本稿中的“负面的历史”主要指纳粹体制下的侵略战争、纳粹对犹太人的大屠杀。对于这些，德国所作的“克服过去”，不仅仅是战后补偿，还包括对战争责任的认识、对（新）纳粹主义的法律制约、历史教育等诸多方面的努力。

在日本，人们对德国的“克服过去”的关心度比较高，其评价呈现两极化。一种是“视德国为理想”型的论调。也就是，把德国作为日本应该学习的榜样，将“对过去进行了反省”的德国大加赞赏的论调。在这里，在被极尽美化（虽然并不一定与实际相符）的榜样·德国的鲜明对比下，日本的现状遭到了批判。此外值得注意的是，在中国、韩国的政界·学术界中，也屡见参照德国的事例来批判日本的言论。

另外一种“反对偶像崇拜”型的论调。也就是，批评德国“狡猾、巧妙地回避”，指责德国在“克服过去”中出现的问题、缺点的论调。这种论调着眼于德国的“克服过去”的伪善性。其中典型的就是指责德国把罪过算在希特勒和纳粹的头上，免去了普通德国人的责任的论调。这种论调也有其正确的一面，不过，这也并不意味着日本的现状可以得到肯定。

的确，德国进行的“克服过去”并不一定都是从善意出发的、道德高尚的。“反对偶像崇拜”型的人们抓住这一点说，向德国“学习”是毫无意义

的。但是值得注意的是，“反对偶像崇拜”型和“视德国为理想”型的人们的主张其实是在同一前提下的。即，“因为德国是伪善者所以无需向它学习”的这种主张，也是以道义上是否高尚为基准的。实际上这与“视德国为理想”的人们的认识是处于同一层面的。

对此，本稿要强调的是，“克服过去”是“道义”问题的同时，也是（甚至更多是）“政治”问题。无论是赞美还是责难德国的事例，至今为止还是太缺乏将“克服过去”作为“政治”问题来看待的视角。

以下本稿将指出：德国的“克服过去”是在国际·国内的权力政治的推动下，不断尝试、迂回曲折地才走到今天的。正是经历了这些权力政治的历史，德国才得以在对“过去”问题的处理上，得到了比日本更高的评价，我们应该正视这一点。

其中本稿主要重视的是“克服过去”与国际政治的关系。战后德国的活动范围受到国际政治状况的限制，它一直都是边权衡“国家利益”，一边来进行“克服过去”的。德国一直承受着“外压”，它是一边不断顾及国际社会的评价，一边来圈定自己该承担的责任以及该做的补偿的范围的。

下面我们来看一看具体的事例。

二、“克服过去”的出发点：对以色列·犹太人团体的补偿

战后德国的“克服过去”的出发点是，西德首届总理康拉德·阿登纳在1952年跟以色列以及以色列以外的犹太人代表（在犹太人对德物质索赔会议上）签署的卢森堡条约。刚建国的非统一国家西德，为了做为正式代表德国人的唯一国家在国际社会上恢复地位，有必要对自己的“过去”进行清算。在这种情况下，阿登纳顶着内阁、执政党议员团的强烈反对以及对补偿持消极态度的社会舆论的压力，在在野党社会民主党的协助下，利用西方诸国的“外压”，成功的签署了卢森堡条约。阿登纳以及他的亲信们都非常明白，跟以色列在补偿问题上的交涉是“新生德国能否在世界上恢复信用、名声、信赖”的关键。

对阿登纳的对以色列政策起了重要作用的还是美国的存在，详细内容请参见拙著《阿登纳》（中公新书，2014年）。比如，担当占领任务的美国高级专员约翰·J·麦克洛伊曾说过：“世界都在密切监视着新生西德的一举一动，如何对待犹太人将是对德国的极大的考验。”可以说阿登纳正是出于对犹太人的赎罪意识、再敏感地对“美国的意向”做出反应，适时也将“美国的意向”作为对付反对派的王牌，才得以成功地实现了补偿条约的签署。

三、“克服过去”的法律完善和历史教育

以阿登纳政权与犹太人团体签署的条约为基础，1950年代对纳粹时代以政治·宗教·思想为由遭到迫害的犹太人进行补偿的法律就已得到了完善。（其中尤为重要的是1956年制定的联邦补偿法）。包括个别的苛酷缓和措施、规定个人补偿的双边协议（即所谓的“全面协议”），战后德国对受到纳粹不法迫害的受害者的补偿总额为7兆日元以上。

另外，如上所述，德国的“克服过去”的内容不仅仅停留在战后补偿（详情请见石田勇治著《克服过去》白水社，2002年）。

首先，除了占领期的纽伦堡审判等军事审判，在西德，还按照本国的刑法对纳粹进行了审判。为了确保纳粹时代犯下的杀人罪可以被判为“谋杀罪”，从1960年起进行了4次“时效大辩论”，1979年谋杀罪的时效终于被废除了。

而且，极右·新纳粹主义的活动被视为“敌对宪法”，被警察严厉监视，赞美希特勒、纳粹主义的言论、或对大屠杀的否定都被视为煽动民众罪（刑法第130条）而被禁止。

进而，1970年以后德国展开了对历史教育的重新探讨：重视近现代史教育、着手与波兰（1972～）、以色列（1985～）等国之间在如何改善教科书内容上进行国际对话等。

四、领导人们的象征性言论

关于德国的“克服过去”需要特别提及的是各个时代的政治领导人的主动性，以及他们给人们留下深刻印象的象征性言论。

最有名的是战后初期社会民主党出身的总理维利·勃兰特在1970年12月7日，为签署与波兰关系正常化的条约访问华沙时，访问了华沙隔都遗址，并在犹太牺牲者墓碑前跪下默哀之举动。不管勃兰特的动机如何，在华沙下跪的德国总理的影象，轰动世界，给世人留下了“一个对过去进行了反省的德国”的印象。

另外，还应提及一下里夏德·冯·魏茨泽克总统1985年5月8日在休战40周年庆典上的演讲“荒野的四十年”。这个演讲中所说的名句“闭眼不看过过去的人，对现在和未来也是盲目的”现在仍被广泛引用，堪称著名的精彩演讲之一。

但是在这里，我想提醒大家注意的是如今已几乎被人们遗忘了的这个演

讲的当时的背景。在这个演讲3天前的5月5日，美国总统里根访问西德，与科尔总理去比特堡军人墓地献花，这一举动成了国际性大问题。因为比特堡军人墓地除了国防军士兵，还埋葬了纳粹党的武装亲卫队士兵。在这样一个国际社会都在用指责的目光看着德国保守政权的时候，魏茨泽克进行了这个演讲。其结果是，1985年5月的一系列骚乱，最终作为“克服过去”的象征性事例被人们记住了。

五、在冷战的国际大环境下

西德的“克服过去”，很大程度上受到了冷战这个国际大环境的推动。有三个要点：第一、在西方阵营中，德国有必要和过去自己曾侵略过的法国等西欧诸国进行和解。第二、像波兰等受到纳粹严重迫害的国家中一半都在“铁幕的对面”。第三、东德这个竞争对象的存在。西德、东德都想争做“德意志民族”的正统代表。他们都强调要消灭纳粹，互相都想比对方更占道义上的优势。

六、冷战结束以及全球化的大环境下

最后来谈一下冷战结束后的情况。在这之前先简单看一下“赔偿(Reparation)和补偿(Wiedergutmachung)”的区别。战后西德的补偿，不是针对战争损失的国与国之间的赔偿，而是本着“对纳粹的不法行为做出的补偿”这一战后德国固有的“补偿”概念来进行的。当时西德没有和曾敌对国家签订和平条约，又是个不统一的分裂的国家，在这种情况下的战后补偿措施是，“在阿登纳政权的外交中，搁置战争“赔偿”问题直到未来缔结和平条约，把对‘纳粹的不法行为’进行‘补偿’做为义务”这样一个框架下制定的。(关于这一点，与在旧金山和平条约中承诺了“赔偿”义务的日本的出发点是不一样的。)

在这个框架下，冷战时期，铁幕东边的受害者没有得到补偿。冷战时期从西德得到补偿的主要限于铁幕西边的12个国家和以色列的受害者。

冷战结束和东西德统一一举改变了这一状况。从此德国必须把苏联·东欧各国的受害者，特别是强制劳动者们也纳入补偿对象。

对此付诸了行动的是名为“牢记、责任与未来”的基金会。2000年，为了救济一直没被认定为纳粹不法行为受害者的战时强制劳动者们，德国政府和企业(约6500家德国企业)共同出资，设立了基金，开始支付补偿金。接受补给的人数以苏联等国为中心约有166万人，补偿支付总额为45亿欧元

(2007年补偿金支付完结)。在这里，“外界压力”以及如何对应“外界压力”也至关重要。1990年代中期开始，战后移居美国的受害者们，相继向美国法院对德国企业提起了共同起诉（即：“class action”）。这些起诉使得全球型的德国大企业曾参与纳粹体制下的犯罪行为的事实遭到追究，并且在购买运动等国际舆论的压力下，这些大企业不得不做出了相应的措施。

七、德国的教训

近年来，德国官方的历史学家委员会又开始重新审视外务部以及纳粹的“过去”。由此可见，德国的“克服过去”现在仍在继续，今后我们也一定会关注它的动向。但是，这并不能说德国的“克服过去”，就能原样成为日本的模本。因为两国战后所处的国际环境不一样，犯下的“罪行”的性质也不同。“我们就是要变成德国那样”，这样过于简单的议论是非常牵强的，甚至有害的。

关于如何看待“过去”德国国内也存在着激烈的对立，最主要的影响了“克服过去”的还是国际社会的压力。另外应该强调的是，德国也并没有取得持续性“成功”。而是反反复复、不断摸索着进行“克服过去”的，也正因此，才给人们留下了德国一直在直面自己的“过去”的深刻印象。

在确认了德国的“克服过去”的这些特点以后，再来讨论我们到底该向德国学习些什么的话，我想应该是学习“政治”、“公共空间”（public sphere）的存在方式、组成方式。

政府·政治家，要看穿存在于国际社会·国际政治的根本上的规则，有正确认识自己·自己国家所处的位置的能力，进而具备向国内外做好宣传的能力。当然政治家们绝对不能“信口开河”。即使是基于“信念”的言论，如不正确认识这个言论含带的政治效应·后果，他们的政治也不能成为真正意义上的“政治”。

“公共”如果是面向大众开放的，那么可以说现在“国际公共性”已经形成了。在当今世界，只受“自己人(一部分人)”欢迎的言论，只能使事态恶化。现代国际社会非常严厉的监视着对过去的忘却。政治家需要有能力使自己的言行与现代世界的价值观达成一致（详见小菅信子著《战后和解》中公新书，2005年，60页）。形象地说，政治家被要求成为“完全入戏”的优秀演员，而本稿中提到的德国政治家们就堪称是一个个“完全入戏”的演好了自己角色的政治家（statesman）。

最后我想说的是，媒体也应该作为公共性的旗手积极地发挥作用。最主

要的是市民（或者说日本国民）也应该觉醒，认识到自己至今为止一直在不断地选出“信口开河”的政治家来执政，意识到自己一直在盲从媒体的煽情化的报道。

※本稿为2014年11月12日在成都大学举行的成蹊大学法学部·北京大学国际关系学院学术交流讨论会上所作报告的修改、整理稿。在此感谢当天担任翻译并将本稿译为中文的李林静老师。并向参加讨论会并提出宝贵意见的北京大学国际关系学院、成蹊大学法学部的老师们，以及主持会议的金光旭老师致以诚挚谢意。作为学术研讨会的纪录，特将本稿与中文译文一并刊登在本期杂志上。此外，与本稿几乎相同的论文也发表于《外交》（发行：外务部、贩卖：时事通讯社）第29号（2015年1月）。感谢准许将此稿转载的外务部以及时事通讯出版局。